
第 1 部

調 査 の 概 要

1 調査の目的

子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握することによって、今後の子ども・子育て支援施策の充実に活かすとともに、「第三期山口市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る基礎資料とするため。

2 調査の対象

「山口市子ども・子育てに関するアンケート」

(1) 就学前児童の保護者

令和5年11月13日現在、山口市在住の就学前児童がいる世帯の中から無作為抽出した2,000人の保護者。

(2) 小学生の保護者

令和5年11月13日現在、山口市在住の小学生児童がいる世帯の中から無作為抽出した2,000人の保護者。

(3) 小学生（4年生以上）の児童

(2) のうち、1,000人の小学4年生以上の児童

「山口市子どもの貧困対策推進計画に係るアンケート」

(1) 小学校5年生の第1組（筆頭組）の児童及びその保護者

令和5年12月4日現在、山口市立小学校に通う児童とその保護者。

(2) 中学校2年生の第1組（筆頭組）の生徒及びその保護者

令和5年12月4日現在、山口市立中学校に通う児童とその保護者。

3 調査の方法

「山口市子ども・子育てに関するアンケート」

郵送による配布、郵送による回収またはWeb上でのインターネット回答。

「山口市子どもの貧困対策推進計画に係るアンケート」

対象とした小・中学校から対象組の児童生徒へ調査票を配布し、児童生徒、保護者が回答した調査票を各学校にて回収。

4 調査の期間

「山口市子ども・子育てに関するアンケート」

令和5年12月1日（金）から令和5年12月15日（金）まで。

ただし、いずれも令和6年1月17日（水）到着分までを集計に含めている。

「山口市子どもの貧困対策推進計画に係るアンケート」

令和5年12月4日（月）から令和5年12月18日（月）まで。

5 回収結果

「山口市子ども・子育てに関するアンケート」

	配布数	有効回収数			有効回収率
		紙	W e b	合計	
就学前児童の保護者	2,000 件	418 件	611 件	1,029 件	51.5%
小学生の保護者	2,000 件	419 件	599 件	1,018 件	50.9%
小学生(4年生以上)の児童	1,000 件	218 件	271 件	489 件	48.9%

「山口市子どもの貧困対策推進計画に係るアンケート」

	配布数	有効回収数	有効回収率
小学校5年生の第1組（筆頭組）の児童及びその保護者	621 件	587 件	94.5%
中学校2年生の第1組（筆頭組）の生徒及びその保護者	453 件	401 件	88.5%

6 報告書の見方

「山口市子ども・子育てに関するアンケート」

- (1) 回答割合は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- (2) 複数回答を可とした質問では、回答比率の合計が100.0%を超える。
- (3) 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、グラフには「0.0」と表記している。
- (4) グラフやコメントにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (5) 区域については、次のとおりとする。

阿東区域：阿東

徳地区域：徳地

北東部区域：仁保、小鯖、大内、宮野

中央部区域：大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

小郡区域：小郡

川東区域：陶、鎧銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西区域：嘉川、佐山、阿知須

「山口市子どもの貧困対策推進計画に係るアンケート」

- (1) 回答割合は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- (2) 複数回答を可とした質問では、回答比率の合計が100.0%を超える。
- (3) 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、グラフには「0.0」と表記している。
- (4) グラフやコメントにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (5) 世帯については保護者への質問5「婚姻状況」の回答を元に、
・ふたり親世帯・・・「結婚している（再婚や事実婚を含む。）」
・ひとり親世帯・・・「離婚」、「死別」、「未婚」
・その他・・・「わからない」、「いない」、「不明・無回答」
と区分している。
また、その他の回答者数については、グラフの簡略化のため回答者数（n）から除いている。
- (6) 「等価世帯収入」のクロス集計を行う際は、内閣府の「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」の下記の内容に従い、2つに分類している。
ただし、同居家族の人数、または世帯全体の年間収入の質問が無回答の場合、所得層の分類ができないため、等価世帯収入別の回答者数（n）から、除いている。
・年間収入に関する回答の各選択の中央値をその世帯の収入の値とする。
(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。)
・上記の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
・上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで、「中央値の2分の1未満」「中央値の2分の1以上」の2つに分類している。